

平成30年度  
大阪市住まいのガイドブック「あんじゅ」ほか配置・掲示業務仕様書

1. 委託名称

大阪市住まいのガイドブック「あんじゅ」ほか配置・掲示業務

2. 委託内容

別表1の大坂市営地下鉄駅に設置されている広報掲示板へ、ガイドブック「あんじゅ」及び住まい情報センターの発行するチラシ・ポスターの配置・掲示を行う。

3. 委託期間

平成30年4月1日（日）～平成31年3月31日（日）

4. 業務内容

（作業1）住まい情報センターの指定日（毎月1回実施）に、別表1の大坂市営地下鉄42駅に大阪市都市整備局が設置した広報掲示板のラック（4個）へ「あんじゅ」、「チラシ」、「その他：掲示媒体」を配架する。このとき、傷んだ「あんじゅ」「チラシ」及び期限の終了した「あんじゅ」「チラシ」がラックに残っている場合は回収し、住まい情報センターへ返却する。（12回実施）  
配架した際には、住まい情報センターが指定する用紙（様式1）に必要事項を記入し提出すること。

（作業2）住まい情報センターの指定日（年8回実施。作業日は決まった時点で通知する。）に、別表1の大坂市営地下鉄42駅に大阪市都市整備局が設置した広報掲示板へポスターの掲示を行う。このとき、掲示板の古いポスターは撤去し、住まい情報センターへ返却する。  
(8回実施) ※なお、ポスター掲示の際にチラシ、あんじゅの追加設置を行う場合がある。  
掲示した際には、住まい情報センターが指定する用紙（様式2）に必要事項を記入し提出すること。

5.作業の注意事項

- （注意1）撤去の際には、駅構内のごみ箱に廃棄してはならない。
- （注意2）駅構内において作業を行う際は、交通局が定める「駅構内立入腕章」を着用しなければならない（住まい情報センターより貸し出す）。なお、当該作業に伴い駅を移動する際は、乗車料金を負担すること。
- （注意3）配架及び撤去を行う際には、駅の混雑時を避けるよう努めるものとする。

- (注意4) 本業務実施中の、壁面・設備・掲示板・ラック等への損傷については、受任者の責任において原状に復するものとする。  
※損傷をした場合や破損を発見した場合は、損傷状況がわかるよう写真撮影をし、住まい情報センターが指定する用紙（様式3）に添付、必要事項を記入し、すみやかに報告すること。
- (注意5) 本業務実施中に、お客さま等第三者に損害を与えた場合は、受任者が責任を持って対応するものとする。
- (注意6) 各作業のための、「あんじゅ」・「チラシ」・「ポスター」は、住まい情報センターより提供するので、事前に受け取りに来ること。
- (注意7) 余った「あんじゅ」・「チラシ」・「ポスター」は、再利用できるよう種類別に分別し、住まい情報センターに返却すること。

## 6. 注意事項等

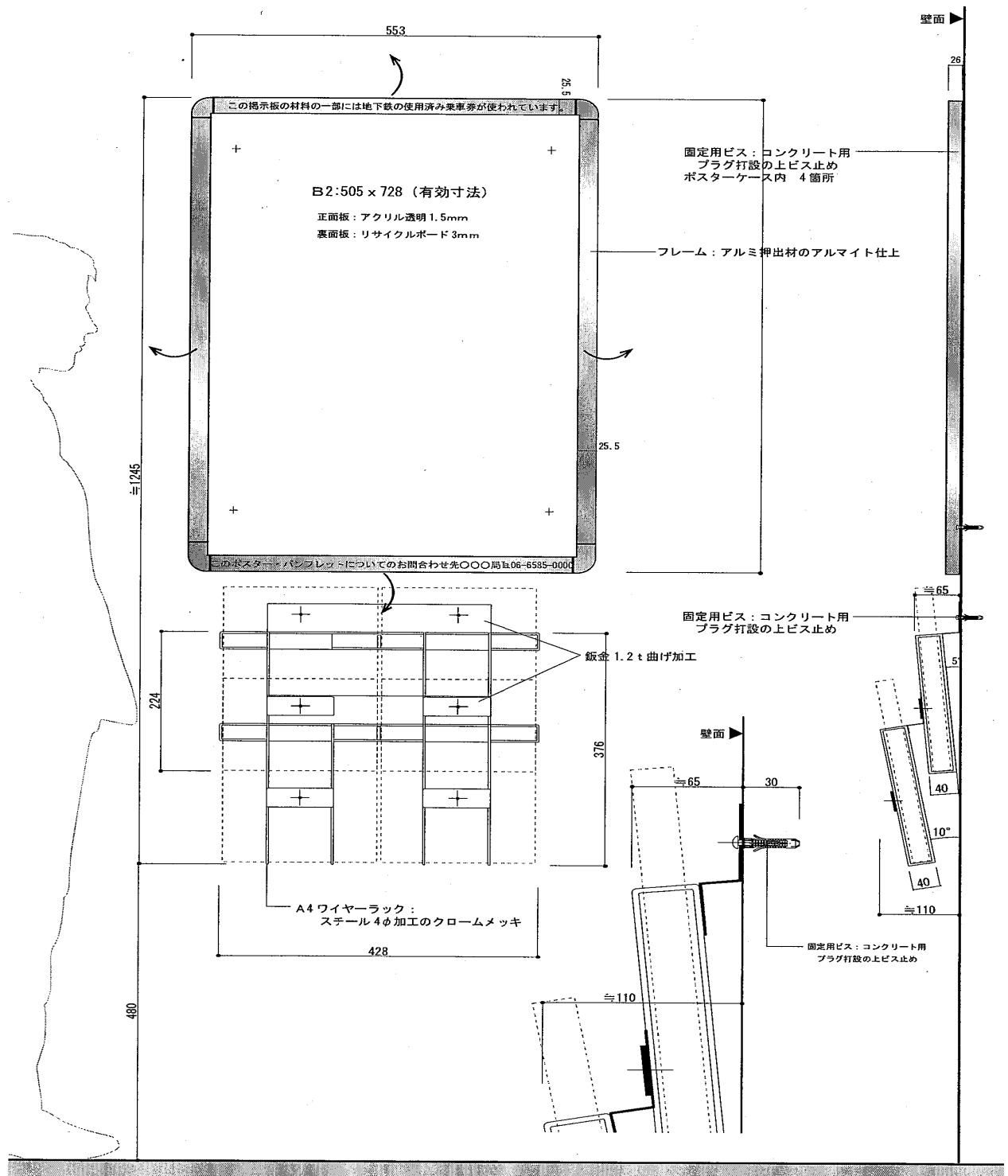
- ・本仕様書等の内容に疑義がある場合は、公告文記載の日時までに所定の質疑書（指名通知時に配付）に記入のうえFAXにて提出すること。回答は、公告文記載の日付で、本公社ホームページに掲載する。
- ・支払いについては、履行確認後、四半期ごとに請求可能で、公社所定の請求書による翌月末払いとする。
- ・契約の締結は、平成30年度予算が発効した時とする。

## 7. 連絡先

大阪市立住まい情報センター 企画担当 玉井  
〒530-0041 大阪市北区天神橋6-4-20  
住まい情報センター4階住情報プラザ  
TEL:06-6242-1160 FAX:06-6354-8601

## 設置駅（42駅）

淀屋橋	本町
なんば	天王寺
天神橋筋六丁目	東梅田
天満橋	谷町九丁目
堺筋本町	天下茶屋
新大阪	なかもず
大日	太子橋今市
喜連瓜破	住之江公園
大阪港	野田阪神
日本橋	大正
蒲生四丁目	ポートタウン東
西中島南方	R7 谷町六丁目
西梅田	森ノ宮
阿波座	鶴橋
弁天町	京橋
トレードセンター前	都島
R5 西長堀	中崎町
心斎橋	南森町
動物園前	扇町
北浜	谷町四丁目
長居	平野



(参考) 大阪市都市整備局が設置した広報掲示板 仕様

## 一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第15条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない（ただし、個人情報を含むものを除く。）。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。  
なお、再委託の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

大阪市立住まい情報センター所長様

会社名  
会社住所  
代表者氏名  
電話番号

「あんじゅ」の掲示を完了しました。

番号	駅名	配架日	あんじゅ残部数	あんじゅ配置部数	チラシ残部有無
1	天神橋筋六丁目				
2	淀屋橋				
3	本町				
4	なんば				
5	天王寺				
6	東梅田				
7	天満橋				
8	谷町九丁目				
9	堺筋本町				
10	天下茶屋				
11	新大阪				
12	なかもず				
13	大日				
14	太子橋今市				
15	喜連瓜破				
16	住之江公園				
17	大阪港				
18	野田阪神				
19	日本橋				
20	大正				
21	蒲生四丁目				
22	ポートタウン東				
23	西中島南方				
24	西梅田				
25	阿波座				
26	弁天町				
27	トレードセンター前				
28	R5西長堀				
29	心斎橋				
30	動物園前				
31	北浜				
32	長居				
33	R7谷町六丁目				
34	森ノ宮				
35	鶴橋				
36	京橋				
37	都島				
38	中崎町				
39	南森町				
40	扇町				
41	谷町四丁目				
42	平野				
合計					

大阪市立住まい情報センター所長様

会社名  
会社住所  
代表者氏名  
電話番号

印

ポスターの掲示を完了しました。

番号	駅名	配架日	撤去部数：A	掲示部数：B
1	天神橋筋六丁目			
2	淀屋橋			
3	本町			
4	なんば			
5	天王寺			
6	東梅田			
7	天満橋			
8	谷町九丁目			
9	堺筋本町			
10	天下茶屋			
11	新大阪			
12	なかもず			
13	大日			
14	太子橋今市			
15	喜連瓜破			
16	住之江公園			
17	大阪港			
18	野田阪神			
19	日本橋			
20	大正			
21	蒲生四丁目			
22	ポートタウン東			
23	西中島南方			
24	西梅田			
25	阿波座			
26	弁天町			
27	トレードセンター前			
28	R5西長堀			
29	心斎橋			
30	動物園前			
31	北浜			
32	長居			
33	R7谷町六丁目			
34	森ノ宮			
35	鶴橋			
36	京橋			
37	都島			
38	中崎町			
39	南森町			
40	扇町			
41	谷町四丁目			
42	平野			
合計				

大阪市立住まい情報センター所長様

会社名  
会社住所  
代表者氏名  
電話番号

印

以下のとおり、破損がありました。

番号	駅名	破損発見日時	破損箇所	写真番号
1	天神橋筋六丁目			
2	淀屋橋			
3	本町			
4	なんば			
5	天王寺			
6	東梅田			
7	天満橋			
8	谷町九丁目			
9	堺筋本町			
10	天下茶屋			
11	新大阪			
12	なかもず			
13	大日			
14	太子橋今市			
15	喜連瓜破			
16	住之江公園			
17	大阪港			
18	野田阪神			
19	日本橋			
20	大正			
21	蒲生四丁目			
22	ポートタウン東			
23	西中島南方			
24	西梅田			
25	阿波座			
26	弁天町			
27	トレードセンター前			
28	R5西長堀			
29	心斎橋			
30	動物園前			
31	北浜			
32	長居			
33	R7谷町六丁目			
34	森ノ宮			
35	鶴橋			
36	京橋			
37	都島			
38	中崎町			
39	南森町			
40	扇町			
41	谷町四丁目			
42	平野			
合計				

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならぬ。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者の内部統制連絡会議がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 万一個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し発注者の指示に従うものとする。

### (個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。

- 4 受注者は、当該契約(協定)が終了した時、又は発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託作業を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を再委託してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(事実の公表)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例及び大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程に基づく調査又は勧告に正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があつたとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき